

平成23年10月から

# 子ども手当の支給額が変わります

## 【支給額】

0歳～3歳未満（一律）  
15,000円

3歳～小学校修了前  
第1子・第2子  
10,000円

第3子以降  
15,000円

中学生（一律）  
10,000円

ここでいう「第1子」「第2子」として数えられるのは、18歳になった年の最初の3月31日までの間にある

子どものみです。

## 【受給手続き】

子ども手当を受給するためには、申請が必要です。

10月分以降の手当を受給するには、これまで子ども手当を受給していた方も含め、該当するすべての方が申請する必要があります。

申請手続きについての詳細は、決まり次第、市ホームページや広報かとうでお知らせします。

## 【子ども手当10月期（6月～9月分）の振込について】

10月7日金に指定口座に振り込みますので、通帳などで確認してください。

## 支給額

中学生までの子ども1人につき13,000円（一律）

## 問い合わせ

福祉部子育て支援課  
（社庁舎）☎43・0408

## 平成24年度 保育所・アフタースクールの入所について

保育所、アフタースクールに入所を希望される方は、入所案内（しおり）・入所申込書類を10月25日（火）から配布しますので、次の窓口までお越しください。（引き続き入所を希望される方も、毎年入所手続きが必要です）

**配布場所** 子育て支援課（社庁舎）・市内各保育所・市内各アフタースクール・各庁舎窓口センター

**受付期間** 11月1日（火）～11月30日（水）  
**募集内容** 募集内容などの詳細は、広報かとう11月号および市ホームページでお知らせします。

**問い合わせ** 福祉部子育て支援課  
（社庁舎）☎43-0408



## 消費生活相談窓口からのお知らせ

### 海外宝くじのダイレクトメールにご注意を

加東市消費生活相談員 池野美弥子

申し込んだ覚えのない、香港やカナダの宝くじが当選したという内容のダイレクトメールが、海外から送られてきたという相談が増えていきます。

これは、当選したかのようないふ文面が錯覚させ、手数料を振り込ませたり、当選金を受け取るための登録と見せかけて、海外宝くじの購入申込をさせるのが目的です。

また、手数料の振込にクレジットカードの番号を申込書に記載したことで、何度も引き落としをされるトラブルも発生しています。申込してないのに、当選することはありません。うまい話には、必ず落とし穴があるので、安易に申し込むことなく、内容を十分確認しましょう。

## 【トラブル防止のアドバイス】

「海外宝くじに当選した」などの誘い文句に惑わされず、絶対にお金を支払わないようにしてください。



業者に確認しようと連絡をとるのはやめましょう。個人情報を知られてしまい、大量のダイレクトメールが届く可能性があります。また、クレジットカード番号等の個人情報を知らせるのは、絶対にやめましょう。国内で海外宝くじを購入するのは、法律に違反する行為ですので注意しましょう。

困ったときは、すぐに消費生活相談窓口（滝野庁舎）に相談してください。

## 問い合わせ

加東市消費生活相談窓口  
（滝野庁舎生活課内）  
☎48・3528